

道路交通法施行令の一部を改正する政令 参照条文

- 道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号）による改正後の道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（抄） . . . 1
- 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）（抄） . . . 4

○ 道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号）による改正後の道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（抄）

（免許の拒否等）

第九十条 公安委員会は、前条第一項の運転免許試験に合格した者（当該運転免許試験に係る適性試験を受けた日から起算して、第一種免許又は第二種免許にあつては一年を、仮免許にあつては三月を経過していない者に限る。）に対し、免許を与えなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許（仮免許を除く。以下この項から第十二項までにおいて同じ。）を与えず、又は六月を超えない範囲内において免許を保留することができる。

一 次に掲げる病気にかかっている者

イ・ロ （略）

ハ イ又はロに掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの

一の二～四 （略）

五 自動車等の運転者を唆してこの法律の規定に違反する行為で重大なものとして政令で定めるもの（以下この号において「重大違反」という。）をさせ、又は自動車等の運転者が重大違反をした場合において当該重大違反を助ける行為（以下「重大違反唆し等」という。）をした者

六・七 （略）

二～14 （略）

（指定自動車教習所の指定）

第九十九条 公安委員会は、前条第二項の規定による届出をした自動車教習所のうち、一定の種類免許（政令で定めるものに限る。）を受けようとする者に対し自動車の運転に関する技能及び知識について教習を行うものであつて当該免許に係る教習について職員、設備等に関する次に掲げる基準に適合するものを、当該自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき、指定自動車教習所として指定することができる。

一 政令で定める要件を備えた当該自動車教習所を管理する者が置かれていること。

二～五 （略）

2 (略)

(仮免許の取消し)

第百六条の二 仮免許を受けた者が第百三条第一項各号(第四号及び第八号を除く。)又は第二項各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の仮免許を取り消すことができる。

2 (略)

(自転車運転者講習の受講命令)

第百八条の三の四 公安委員会は、自転車の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為であつて道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるもの(次条において「危険行為」という。)を反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習(次条において「自転車運転者講習」という。)を受けなければならない旨を命ずることができる。

(経過措置)

第百十四条の六 この法律の規定に基づき政令、内閣府令、国家公安委員会規則又は都道府県公安委員会規則を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令、内閣府令、国家公安委員会規則又は都道府県公安委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第百十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第六十六条(過労運転等の禁止)の規定に違反した者(麻薬、大麻、あへん、覚醒剤又は毒物及び劇物取締法(昭和二十五

年法律第三百三号) 第三条の三の規定に基づく政令で定める物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転した者に限る。)

四・五 (略)

六 次条第十一号の罪を犯し、よつて高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた者

第一百七十七条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一〜十 (略)

十一 他の車両等の通行を妨害する目的で、次のいずれかに掲げる行為であつて、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした者

イ 第十七条(通行区分) 第四項の規定の違反となるような行為

ロ 第二十四条(急ブレーキの禁止) の規定に違反する行為

ハ 第二十六条(車間距離の保持) の規定の違反となるような行為

ニ 第二十六条の二(進路の変更の禁止) 第二項の規定の違反となるような行為

ホ 第二十八条(追越しの方法) 第一項又は第四項の規定の違反となるような行為

ヘ 第五十二条(車両等の灯火) 第二項の規定に違反する行為

ト 第五十四条(警音器の使用等) 第二項の規定に違反する行為

チ 第七十条(安全運転の義務) の規定に違反する行為

リ 第七十五条の四(最低速度) の規定の違反となるような行為

ヌ 第七十五条の八(停車及び駐車) 第一項の規定の違反となるような行為

十二 (略)

○ 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）（抄）

（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）

第三十三条の二の三（略）

2（略）

3 法第九十条第一項第一号ハの政令で定める病気は、次に掲げるとおりとする。

一 そううつ病（そう病及びうつ病を含み、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。）

二・三（略）

4 法第九十条第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるとおりとする。

一 法第九十条の二第一号又は第三号の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）

二・三（略）

（指定自動車教習所の指定の基準）

第三十五条 法第九十九条第一項第一号の政令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一（略）

二 道路の交通に関する業務における管理的又は監督的地位に三年以上あつた者その他自動車教習所の管理について必要な知識及び経験を有する者で、次のいずれにも該当しないものであること。

イ（略）

ロ 法第九十九条の二第四号若しくは第五号の罪、法第九十九条の二第二号から第十号までの罪、法第九十九条の二第一項第三号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ハ（略）

2・3（略）

(仮運転免許の取消しの基準)

第三十九条の三 法第百六条の二第一項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三 仮運転免許を受けた者が法第百十七条、法第百十七条の二第一号若しくは第三号、法第百十七条の二の二第一号、第三号若しくは第七号、法第百十七条の三若しくは法第百十八条第一項第一号、第二号、第七号（法第八十五条第六項から第十項までに係る部分に限る。）若しくは第八号に係る違反行為（法第百十八条第一項第一号に係る違反行為にあつては法第二十二条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメートル毎時（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時）以上超える速度で運転する行為に、法第百十八条第一項第二号に係る違反行為にあつては車両について法第五十七条第一項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は大型特殊自動車を運転する行為に限る。）又は道路運送車両法第五十八条第一項若しくは自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条の規定に違反する行為をしたとき。

四 (略)

2 (略)

(危険行為)

第四十一条の三 法第百八条の三の四の政令で定める行為は、自転車の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。

一〜十四 (略)

別表第二（第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係）

一 一般違反行為に付する基礎点数

一般違反行為の種別		点数
無免許運転、酒気帯び運転（0・二五以上）、過労運転等又は共同危険行為等禁止違反		二十五点
酒気帯び（0・二五未満）速度超過（五十以上）等		十九点

酒気帯び（0・二五未満）速度超過（三十（高速四十）未満）等	十五点
酒気帯び（0・二五未満）速度超過（二十五未満）等	十四点
酒気帯び運転（0・二五未満）	十三点
大型自動車等無資格運転、仮免許運転違反又は速度超過（五十以上）	十二点
速度超過（三十（高速四十）以上五十未満）、積載物重量制限超過（大型等十割以上）、無車検運行又は無保険運行	六点
速度超過（二十五以上三十（高速四十）未満）、放置駐車違反（駐車禁止場所等）、積載物重量制限超過（大型等五割以上十割未満）、積載物重量制限超過（普通等十割以上）又は保管場所法違反（道路使用）	三点
警察官現場指示違反、警察官通行禁止制限違反、信号無視、通行禁止違反、歩行者用道路徐行違反、通行区分違反、歩行者側方安全間隔不保持等、速度超過（二十以上二十五未満）、急ブレーキ禁止違反、法定横断等禁止違反、高速自動車国道等車間距離不保持、追越し違反、路面電車後方不停止、踏切不停止等、しや断踏切立入り、優先道路通行車妨害等、交差点安全進行義務違反、環状交差点通行車妨害等、環状交差点安全進行義務違反、横断歩行者等妨害等、徐行場所違反、指定場所一時不停止等、駐車違反（駐車禁止場所等）、放置駐車違反（駐車禁止場所等）、積載物重量制限超過（大型等五割未満）、積載物重量制限超過（普通等五割以上十割未満）、整備不良（制動装置等）、安全運転義務違反、幼児等通行妨害、安全地帯徐行違反、騒音運転等、携帯電話使用等（交通の危険）、消音器不備、大型自動二輪車等乗車方法違反、高速自動車国道等措置命令違反、本線車道横断等禁止違反、高速自動車国道等運転者遵守事項違反、免許条件違反、番号標表示義務違反又は保管場所法違反（長時間駐車）	二点
混雑緩和措置命令違反、通行許可条件違反、通行帯違反、路線バス等優先通行帯違反、軌道敷内違反、速度超過（二十未満）、道路外出右左折方法違反、道路外出右左折合図車妨害、指定横断等禁止違反、車間距離不保持、進路変更禁止違反、追い付かれた車両の義務違反、乗合自動車発進妨害、割込み等、交差点右左折方法違反、交差点右左折等合図車妨害、指定通行区分違反、環状交差点左折等方法違反、交差点優先車妨害、緊急車妨害等、駐車違反（駐車禁止場所等）、交差点等進入禁止違反、無灯火、減光等義務違反、合図不履行、合図制限違反、警音器吹鳴義務違反、乗車積載方法違反、定員外乗車、積載物重量制限超過（普通等五割未満）、積載物大き	一点

二 特定違反行為に対する違反点数

さ制限超過、積載方法制限超過、制限外許可条件違反、牽引違反、原付牽引違反、整備不良（尾灯等）、転落等防止措置義務違反、転落積載物等危険防止措置義務違反、安全不確認ドア開放等、停止措置義務違反、初心運転者等保護義務違反、携帯電話使用等（保持）、座席ベルト装着義務違反、幼児用補助装置使用義務違反、乗車用ヘルメット着用義務違反、初心運転者標識表示義務違反、聴覚障害者標識表示義務違反、最低速度違反、本線車道通行車妨害、本線車道緊急車妨害、本線車道出入方法違反、牽引自動車本線車道通行帯違反、故障車両表示義務違反又は仮免許練習標識表示義務違反

酒酔い運転、麻薬等運転又は救護義務違反	特定違反行為の種別	点数
(略)	(略)	(略)
三十五点		

三 (略)

備考

- 一 違反行為に付する点数は、次に定めるところによる。
- 1 (略)
- 2 当該違反行為をし、よつて交通事故を起こした場合（二の118から127までに規定する行為をした場合を除く。）には、次に定めるところによる。
- (イ)・(ロ) (略)
- 3 二の118から127までに規定する行為をした場合において、法第百十七条の五第一号の罪に当たる行為をしたときは、1による点数に、五点を加えた点数とする。
- 二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。
- 1・2 (略)
- 3 「過労運転等」とは、法第六十六条の規定に違反する行為（129に規定する行為を除く。）をいう。
- 4 (略)
- 5 「酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（五十以上）等」とは、身体に第四十四条の三に定める程度以上のアルコールを

- 保有する状態（2に規定する状態を除く。）で運転している場合における10から12までに規定する行為をいう。
- 6 「酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（三十（高速四十）以上五十未満）等」とは、5に規定する状態で運転している場合における13から17までに規定する行為をいう。
- 7 「酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（二十五以上三十（高速四十）未満）等」とは、5に規定する状態で運転している場合における18又は20から22までに規定する行為をいう。
- 8 「酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（二十五未満）等」とは、5に規定する状態で運転している場合における24から46まで、48から63まで又は65から117までに規定する行為をいう。
- 9 「酒気帯び運転（〇・二五未満）」とは、法第六十五条第一項の規定に違反する行為のうち5に規定する状態で運転する行為（5から8までに規定する行為を除く。）をいう。
- 10 〓 20 （略）
- 21 「積載物重量制限超過（普通等十割以上）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が百パーセント以上のもの（14に規定する行為を除く。）をいう。
- 22 「携帯電話使用等（保持）」とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反して同号の無線通話装置を同号の通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた同号の画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視する行為（15に規定する場合を除く。）をいう。
- 23 〓 45 （略）
- 46 「駐停車違反（駐停車禁止場所等）」とは、駐停車禁止場所等違反行為のうち、19に規定する行為以外のものをいう。
- 47 ・ 48 （略）
- 49 「積載物重量制限超過（普通等五割以上十割未満）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント以上百パーセント未満のもの（20に規定する行為を除く。）をいう。
- 50 〓 73 （略）
- 74 「車間距離不保持」とは、法第二十六条の規定の違反となるような行為（34に規定する行為を除く。）をいう。
- 75 〓 84 （略）
- 85 「駐停車違反（駐車禁止場所等）」とは、法第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条、第四十八条、第四十九条

の三第二項から第四項まで、第四十九条の四又は第四十九条の五後段の規定の違反となるような行為（法第四十九条の三第三項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為については、駐停車禁止場所等違反行為に該当するものを除く。）のうち、47に規定する行為以外のものをいう。

86
～
93
（略）

94 「積載物重量制限超過（普通等五割未満）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント未満のもの（48に規定する行為を除く。）をいう。

95
～
99
（略）

100 「整備不良（尾灯等）」とは、法第六十二条の規定に違反する行為（50に規定する行為を除く。）をいう。

101
～
119
（略）

120 「運転傷害等（治療期間三月以上又は後遺障害）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意（人の殺害に係るものを含む。以下この表において同じ。）によるもの（建造物を損壊させる行為にあつては、当該行為によつて人が負傷した場合に限る。122及び124において同じ。）のうち、負傷者の治療期間（負傷の治療に要する期間（負傷者の数が二人以上である場合にあつては、これらの者のうち最も負傷の程度が重い者の負傷の治療に要する期間）をいう。以下同じ。）が三月以上であるもの又は負傷者に後遺障害（負傷が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体の障害で国家公安委員会規則で定める程度のもの）をいう。以下同じ。）が存するものをいう。

121
～
125
（略）

126 「運転傷害等（治療期間十五日未満又は建造物損壊）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意によるもののうち、120、122及び124に規定する行為以外のものをいう。

127
～
130
（略）

別表第六（第四十五条関係）

（略）

（略）

（略）

備考

一 (略)

二 この表の反則行為の種類欄に掲げる用語の意味は、それぞれ別表第二の備考の二に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

1～6 (略)

7 「放置駐車違反(駐車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以外)」とは、別表第二の備考の二の19に規定する行為のうち、5に規定する行為以外のものをいう。

8 (略)

9 「放置駐車違反(駐車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以外)」とは、別表第二の備考の二の47に規定する行為のうち、8に規定する行為以外のものをいう。

10・11 (略)

12 「駐停車違反(駐停車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以外)」とは、別表第二の備考の二の46に規定する行為のうち、10に規定する行為以外のものをいう。

13 (略)

14 「駐停車違反(駐車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以外)」とは、別表第二の備考の二の85に規定する行為のうち、10に規定する行為以外のものをいう。

15～22 (略)

三 (略)